

磐田市迷惑防止条例



皆さまは、ごみの不法投棄やペットのふんの放置などの迷惑行為をどう思いますか？
近年、モラルの低下などにより、一般的なルールやマナーとして考えられることまで行政の関与を求められることが増加しています。

このような状況を踏まえ、市では、市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、また、関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るため、「**磐田市迷惑防止条例**」を制定しました。（平成27年4月1日より施行）



条例の具体的な内容



❌ 良好な生活環境を確保するために**廃棄物の投棄を禁止**します

公共の場所及び他人が所有・管理している場所への廃棄物の投棄を禁止します。

違反した場合、市長は必要な指導または勧告をすることができます。
指導・勧告に正当な理由なく従わない場合には、指導・勧告に従うように命ずることができます。命令にも正当な理由なく従わない場合には、氏名及び住所等を公表することができます。



❌ **飼い犬のふんの放置を禁止**します

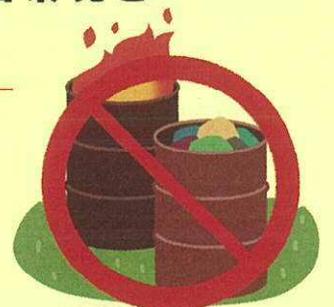
良好な生活環境を確保するため、公共の場所等への飼い犬のふんの放置を禁止します。

違反した場合、市長は必要な指導または勧告をすることができます。
指導・勧告に正当な理由なく従わない場合には、指導・勧告に従うように命ずることができます。命令にも正当な理由なく従わない場合には、氏名及び住所等を公表することができます。

❌ **屋外における廃棄物の焼却行為で周辺の生活環境を損なうことのないように努めることを求め**ます

良好な生活環境を確保するため、周辺の生活環境を損なう屋外における廃棄物の焼却行為はやめましょう。

屋外における焼却行為が、周辺の生活環境を損ねるときは、市長は必要な指導または勧告をすることができます。



❌ 土地または建物の所有者などに土地または建物を清潔に保ち、周辺の生活環境を損なうことのないような管理を義務付けます

所有者等は、所有する土地や建物に繁茂する雑草、枯れ草、竹木または廃棄物などにより周辺の生活環境を損なうことのないよう管理しましょう。

違反した場合、市長は必要な指導または勧告をすることができます。

指導・勧告に正当な理由なく従わない場合には、指導・勧告に従うように命ずることができます。命令にも正当な理由なく従わない場合には、氏名及び住所等を公表することができます。



❌ 日常生活に伴って発生する騒音または悪臭により生活環境を損なうことのないように努めることを求めます



日常生活に伴って発生する騒音または悪臭について、周辺の生活環境へ配慮しましょう。

周辺の生活環境を損なう騒音または悪臭が発生したときは、市長は必要な指導または勧告をすることができます。

●騒音の具体例

音響機器の使用、自動車・バイクのアイドリング、ペットの鳴き声 など

●悪臭の具体例

排水溝等へ排出された汚水、ペットに伴うもの など



❌ 自動販売機で飲食料を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理することを義務付けます

自動販売機により飲食料を販売する場合は、空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければなりません。

違反した場合、市長は必要な指導または勧告をすることができます。指導・勧告に正当な理由なく従わない場合には、指導・勧告に従うように命ずることができます。

命令にも正当な理由なく従わない場合には、氏名及び住所等を公表することができます。



❌ 飼い猫の飼養について、周辺の生活環境を損なうことのないように努めることを求めます

飼い猫を適切に管理し、周辺の生活環境を損なうことのないように努めましょう。

飼い猫が周辺の生活環境を損なうときは、飼い主に対し、市長は必要な指導または勧告をすることができます。



● 条例の詳しい内容は、市ホームページ (<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/shimin/kankyuu/meiwaku.php>) で条例の解説を公表していますのでご覧ください。

